

2025年7月

お客さま各位

上越信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素より、上越信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、2025年10月1日からの当座預金での払戻請求書の使用開始に伴い当座預金勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改定する規定

当座勘定規定

2. 改定日

2025年（令和7年）10月1日（水）

3. 改定内容

新	旧
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1)～(2)＜省略＞</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p>① <u>届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u></p> <p>② <u>小切手を使用する方法</u></p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)～(2)＜省略＞</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p>(4)＜新設＞</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1)～(4)＜省略＞</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7)＜省略＞</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(4)＜省略＞</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7)＜省略＞</p>

新	旧
<p>第 12 条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。</p> <p>(2) <省略></p> <p>第 13 条（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p> <p>第 16 条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、請求者等が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して取り扱いましたうえば、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ～(3) <省略></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">令和 7 年 10 月 1 日現在</p>	<p>第 12 条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。</p> <p>(2) <省略></p> <p>第 13 条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p>第 16 条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、請求者等が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して取り扱いましたうえば、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ～(3) <省略></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">令和 6 年 2 月 1 日現在</p>

※下線部分が改定箇所